(ロ) 年令満五拾才ニ達シタル後退職スルモノニシテ勤続満拾ケ年以上ノモノ　第一項ノ全額

(ハ) 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害アリト認ムル者若クハ工場法令ニヨリ就業ヲ禁ズヘキ疾病アル者ニシテ解雇若クハ退職ノ場合ニシテ勤続満参ケ年以上ノモノ　第一項ノ全額

(ニ) 前二号以外ノ理由ニヨリ退職スルモノニシテ勤続満五ケ年以上ノモノハ論議ノ上第一項ノ参分ノ壱

第三　前各項以外ノモノ並ニ懲戒処分ニ因ル解雇ノ場合ハ支給セズ

第四　臨時傭トシテ契約シタル者ニハ前各項ヲ適用セズ。

以上

大正十一年八月六日

川北電気製作所

庶務部長

176号

二、第198號

大正十一年八月十日

協調会大阪支所長　藤澤 [illegible]

	最低	最高	平均	日給
	[illegible]	三円十銭	一円五十銭	[illegible]

川北電気製作所枚方工場第四課電機製造ニ従事セル職工三百三十名中総同盟機械工組合ニ加入セル者及ビ同系統者百余名ハ [illegible] 工場ニモ波及 [illegible] 同時ニ要求書ヲ呈出 [illegible]

一、作業概観 [illegible]

財團法人協調會大阪支所